

2022年1月1日改正電帳法施行！

令和4年度税制改正大綱により宥恕(ゆうじょ)措置
遅くとも、2024年1月には運用開始が必要です。

 2022年1月改正電帳法とは

電子で受け取った請求書等は今までは紙に印刷して保管が認められていましたが、改正電帳法施行後は認められません。



企業規模に関わらず全ての企業で**電子取引の要件に沿って保管**を行わないと青色申告の取り消し対象となりえます。

※PDFをファイルサーバに保管するだけではNGです



どこから、何からはじめていいかわからない

まずは事前準備からはじめましょう！

令和4年度税制改正大綱により宥恕(ゆうじょ)措置 ※今回は運用開始必須です。
遅くとも、2024年1月には運用開始が必要です。

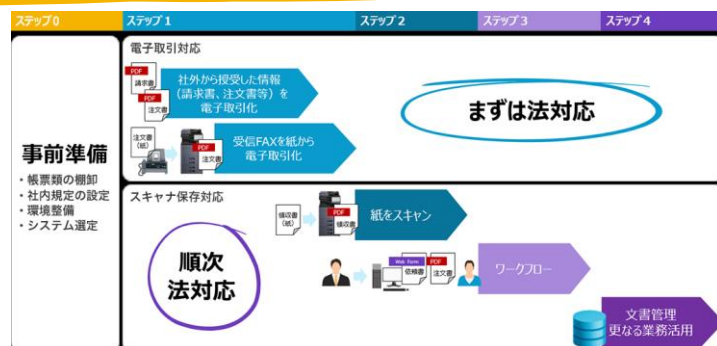
対象文書の棚卸を、電帳法の専門家がご支援

| サービス | ご支援内容 | 従業員規模別価格 |
|--------------------|--|---|
| 基本 | <p>【メール相談サービス】</p> <p>①コンサルタントへのメール相談 ご発注から3か月間</p> <p>②「電子取引棚卸表/コンサルタントへの 質問リスト」を入力してメール相談</p> <p>③電子取引の形態に応じた保存方法の アドバイス・質問への回答</p> <p>④規程作成のご相談対応</p> <p>【資料のご提供】</p> <p>①電子取引の電子帳簿保存法対応 マニュアル ※説明動画付き</p> <p>②電子取引棚卸表/コンサルタントへの 質問リスト (Excel)</p> <p>③各事務の処理に関する規程サンプル</p> <p>④訂正及び削除の防止に関する事務処理 の規程サンプル</p> | <p>①200名未満 ……10万円</p> <p>②200名以上 ……15万円</p> |
| Web面 談/規定 作成 | <p>①Web面談による相談対応 2時間×1回 (500名上は2回)</p> <p>②規程の作成代行またはレビュー</p> | <p>①200人未満 ……20万円</p> <p>②200名～ 500名 ……30万円</p> <p>③500名以上 ……45万円</p> |

京セラの電子帳簿保存法ソリューション

電子帳簿保存法への対応を4つの
ステップに分け、ソリューション商品を
組み合わせてご提案いたします。

まずはご相談ください！



このチラシの内容は、予告なく変更される場合があります。
このチラシの記載内容は、2022年1月現在のものです。